

に有合候米六俵を取上げ、船釘を搞きまげ帆糸を釣糸にいたし、鳥を捕てゑばにいたし、小鯨又大魚共を釣取候。扱此島に沖のぞうとや、南部邊にも居申大鳥多く相見え、人にも恐れ不申候。其羽を披き候へば六尺程有之候。其鳥を殺し肉は食之、羽は身に着申候。持參の米の内に粃有之に付、其粃粒を巖等の間へ蒔候へば、三箇月計にて致豐熟米に成候。或時浪打際へ米七十俵計流寄儀有之、天の御あたへと悦取上げ候處、米の干場無之候。僅土地へ拾上げ干候て給申候事も有之候。臥所は岩窟に鳥の羽毛を敷寝臥も仕候。然所九人の内六人は段々相果、只三人殘居候。日本人と見請候間、其船へ載くれ候様にと歎き申に付、流人等にて若無之やと相尋候所に、先年出船の時分豆州下田御番所通手形、今以所持仕り指出し爲見候處、享保四年の書付に付何れも疑晴れ、十七人無人嶋に致滯留罷在候。或時三人を船にのせ東西も難分候得共、風を考候て八丈嶋へ致漂着候に付、役人へ二十人の者共右の趣申聞相願候處、御代官齋藤喜三郎殿へ相訴候。御聞届御用船を以て江戸へ着船仕候。右三人の者は身にしらみ夥敷有之、臭氣強く、同船も難成、

間を隔て罷在候。一人は六十歳、一人は六十一歳、一人は六十二歳に罷成候。
一、無人島にても日月星の巡行は、遠州荒井にて見覺候に少も違無御座候。一度地震いたし候。大地震にて岩も崩れ候かと存程に御座候。春秋寒暑の分も無之暖氣にて、常に單物一つにて能く御座候。
一、ぐみの木・ちがや生候外草木無之候。沖のぞうと申鳥多く有之、人に恐れ不申候。捕之煮焼て給申候。三月計は何方へ參り候や、見え不申時御座候。此島南部邊にて見覺申候。
一、先年傳馬船に有合候鍋釜、只今迄損じ不申其儘有之儀御不審被成候。島の魚鳥を煮候油故にても候や、くさり不申候。
一、享保四年より廿一年計罷在候内、雪一度も降不申候。雷も一度も承不申候。毎日少雨降り風強く吹申候。彼島にて作候米、此度一斗持參仕候。
一、八丈島より凡二百里餘可有之候。南の方に御座候。無人嶋に年久罷在候内、終に廻船にても見申儀無御座候。右は彼者共口上書の内、有増覺申分如斯に候。口上書寫取

候はゞ追て可指上候。以上。

己未六月 日

一、越後國蒲原郡村山村孝女の事

乍恐以書付申上候。村山村百姓道次郎名子につまと申七十七歳の老女、久敷以前より道次郎屋敷の内、小屋作り住居罷在候。此者つしと申四十八歳の娘一人持申候。此つし前々母に孝行なる儀、村中も奇特千萬に存じ罷在候。右老女去年迄のくらし方は、田畑少も所持不申候間、右のつし村の内にて手しごと致し、此あたひに少宛米・雜穀・薪等を貰ひ、秋は落穂を拾ひ、か様の事にて母を養申候。然共母子給申程は無御座候間、我身は朝母を賄ひ、暮頃迄は村の者方へ罷出で仕事いたし、又はくれ歸候て母を養ひ、我身手傳の縁にて多くは口を過行申候。村へ手しごとに罷出居候にも、度々母方へかけ來り安否承候様の儀。第一母給物に入念仕上げ置、爲給候いたし方并夏中女の手にて芽を刈干置、母に寒氣爲凌候儀、旁内々々感心仕罷在候。

一、右老女前々病身の處、三箇年以來別て中風にて手足不叶、晝夜二便乍居相違候。つし少も苦心難儀の氣色無之、殊

にいたはり取仕廻、時により着物などぬぎ穢れ候節は、着替も無之に付、母を如小兒我肩に負候事有之。依て過分にいきのび、其方に世話懸候儀氣毒に候。定て飽果候はんと折々母歎申候へば、無勿射事御申候。世間には父母に早く別れ候不仕合者多く候。我等程果報者は無之候。殊達者に被暮候はゞ勤の儀も有間敷候所、其身には御難儀には可有之候得共、病身に御座候故、我等勤ぶりに有之悦申と、度々深く取囃し母の機嫌を取り、不自由の内より折々行水等をいたさせ、ねせ起し致し諸事孝行に御座候。

一、去夏度々の大水にて當村の儀、麥作は勿論少の畑作も無御座、田方も惣て皆無同然にて歴々百姓及飢候躰に候間、右つし老女養兼、去秋毎日作方宜方へ相廻り、落穂を拾ひ或は袖乞仕り、食物に可成ものは母の飯米に仕り、或は味噌・鹽・たばこを調へ母を養ひ、其身は木櫃の實を給、味噌・鹽も給不申候。勿論一村有無之事に候へば、薪貰ひ集置き母に燃あて、是躰拂底の薪にても母のぬむしろをあたくめ、去冬別て寒氣強く御座候に付、うすぎの内よりつゞれをぬぎ、母へかさねさせ、我身は一重物同前にて暮し候。母是を